

医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金  
及び第三者病院機能評価支援事業費補助金交付要綱

(通 則)

1. 医療施設運営費等補助金、中毒情報基盤整備事業費補助金及び第三者病院機能評価支援事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより、死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより、安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験拠点病院として治験環境の充実に必要な経費を補助すること等により国際競争力のある医薬品・研究開発環境を整備すること、医療機関及び市町村が行う未収金対策に必要な経費を補助することにより医療機関の経営の安定化を図ること及び第三者病院機能評価事業に係る新領域評価調査者（サーベイヤー）（以下「病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）」という。）の養成に必要な経費を補助し、三者病院機能評価事業の円滑な実施を支援し、安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること、並びに、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

なお、以下の(1)①ア、キからケ、④ア及びウ、⑤イ、オ及びカ、(2)及び(3)以外の事業を独立行政法人、国立大学法人等が実施する場合には、必要に応じて、あらかじめ都道府県が総務大臣に協議し、その同意を得ることとする。

(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業(へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業(へき地診療所診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所の運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ. へき地診療所等医師支援事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療

機関として住民の医療確保を担当している診療所又は過疎地域等特定診療所で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地診療所等医師支援事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うへき地診療所等医師支援事業に対して都道府県が補助する事業

オ. へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う巡回診療事業

(イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

(ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、(イ)に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

(エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

カ. 離島巡回診療へり運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行う離島巡回診療へり運営事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡回診療へり運営事業に対して都道府県が補助する事業

(ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療へり運営事業に対して都道府県が補助する事業

キ. 沖縄へき地歯科診療班運営事業

沖縄県が行うへき地歯科診療班運営事業

ク. 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

ケ. へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業と

する。

(ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

(イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業

② 救急医療対策事業

ア. 救急医療支援センター運営事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療支援センター運営事業

イ. 救急医療トレーニングセンター運営事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が実施する救急医療トレーニングセンター運営事業

ウ. ドクターヘリ夜間搬送モデル事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

(イ) 都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行うドクターヘリ夜間搬送モデル事業

③ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

(ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

(ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業

(イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

④ 医療安全推進事業

ア. 医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

イ. 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ウ. 産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

⑤ 災害医療対策事業等

ア. 医療施設耐震化促進事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知の別紙「災害医療対策事業等実施要綱」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

イ. 災害医療調査ヘリコプター運営事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行う災害医療調査ヘリコプター運営事業

ウ. 防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う防災訓練等活動支援事業に係る調整・支援

(イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等活動支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMA T活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 被災都道府県が行うDMA T活動支援事業に係る調整・支援

(イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMA T活動支援事業に都道府県が補助する事業

オ. DMA T事務局事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センターが行うDMA T事務局事業

カ. DMA T訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMA T訓練事業

⑥ 治験拠点病院活性化事業

平成20年12月8日医政発第1208004号厚生労働省医政局長通知の別紙「治験拠点病院活性化事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う治験拠点病院活性化事業

⑦ 産科医療機関確保事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知の別紙「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業

(イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

⑧ 医療機関未収金対策支援事業

平成21年3月30日医政発第0330021号厚生労働省医政局長通知の別紙「医療機関未収金対策支援事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

(ア) 医療機関が行う未収金対策支援事業に対して都道府県が補助する事業

(イ) 市町村が行う保険者等との連携体制の強化のために有効な事業に対して都道府県が補助する事業

⑨ グローバル臨床研究拠点整備事業

平成21年7月6日医政発0706第12号厚生労働省医政局長通知の別紙「グローバル臨床研究拠点整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行うグローバル臨床研究拠点整備事業

⑩ 医薬品等治験基盤整備事業

平成22年〇月〇日医政発〇〇〇〇第〇〇号厚生労働省医政局通知の別紙「医薬品等の治験基盤整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医薬品等治験基盤整備事業

⑪ 医療の質の評価・公表等推進事業

平成22年〇月〇日医政発〇〇〇〇第〇〇号厚生労働省医政局通知の別紙「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業

(2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

(3) 第三者病院機能評価支援事業費補助金

平成12年4月3日健政発第462号厚生省健康政策局長通知の別紙「第三者病院機能評価支援事業実施要綱」に基づき、財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価新領域評価調査者（サーベイヤー）養成事業

(交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(12)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑨により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
担当官経費	1か所当たり次のいずれ	無医地区等への巡回診療、へき地診

れかにより算出された額

(1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア)

9,669,000円

なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。

(2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ)

へき地医療支援機構活動年間延日数  
(12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間/8時間)が

ア 54日以上

3,849,000円

イ 36日以上

54日未満

2,566,000円

ウ 36日未満

1,283,000円

(3)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ウ)

4,276,000円

なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。

療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費

報酬

給料

職員手当等

共済費

賃金

委託料



代診等担当 医師経費	次により算出された額 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円 ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間/8を乗じて得た額とする。	へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費 報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料
運営経費	1か所当たり次のいずれかにより算出された額  (1)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(ア) 6,696,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。  (2)へき地保健医療対策実施要綱の1(3)アの(イ) 5,945,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数/12とする。	へき地医療支援機構の運営に必要な次に掲げる経費 賃金 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等) 役務費(通信運搬費) 委託料 使用料及び賃借料 〔都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合にあつては次に掲げる経費〕 報償費 旅費 需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費等) 役務費(通信運搬費)
協議会経費	年 額 1,696,000円	へき地勤務医師等確保協議会の運営に必要な次に掲げる経費 賃金 旅費(協議会出席旅費、連絡旅費) 報償費(協議会出席謝金)

		役務費
事業協力 経費	事業協力病院1か所当 たり次により算出され た額の合算額 へき地診療所等及び 特例措置許可病院1か 所ごとに派遣した期間 が 1. 年間9月以上 642,000円 2. 年間6月以上9月 未満 428,000円 3. 年間3月以上6月 未満 214,000円	事業協力病院に対し支払う次に掲げ る経費 報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金
代替医師 雇上経費	次により算出された額 代替医師雇上日数 ×日 額 27,000円 ただし、雇上時間が 8時間に満たない場合 は、上記金額に雇上時 間/8を乗じて得た額 とする。	事業協力病院での代替医師の雇上げ に必要な次に掲げる経費 報酬 賃金 報償費 委託料 負担金、補助金及び交付金
振興経費	1 県当たり年額 ・直接運営の場合 2,622,000円 ・委託運営の場合 2,752,000円	へき地に勤務しようとする医師等の 就職の紹介等事業に必要な次に掲げ る経費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料

② へき地医療拠点病院運営事業

ア. 都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3  
欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する  
(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療  
収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方

の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
医療活動費	<p>1 か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地医療活動経費</p> <p>(1) 巡回診療等従事者経費            医師 61,000円×延日数            その他 25,000円×延日数</p> <p>(2) 巡回診療等自動車経費            3,700円×延回数</p> <p>(3) 代診医等派遣経費            医師 61,000円×延日数            その他 25,000円×延日数</p>	<p>無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬            給料            職員手当等            共済費            賃金            報償費            旅費（研究費に計上したものを除く。）            需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）            役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）            委託料            使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。）            原材料費            備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。た</p>

		<p>だし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)</p> <p>公課費</p>
研究費	<p>1か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150日以上 446,000円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 334,000円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 223,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費 (学会出席旅費)</p>
研修費	<p>1回当たり 56,000円</p>	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合には必要な次に掲げる経費</p> <p>講師謝金</p> <p>旅費</p> <p>需用費 (消耗品費及び印刷製本費)</p>
医療費	<p>医療に要した実支出額</p>	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費 (医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料)</p> <p>備品購入費 (単価50万円未満の医療用備品に限る。)</p>
伝送装置経費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置</p> <p>ア. へき地医療拠点病院診療支援システム (887,460円 + 74,290円) ×稼動月数</p> <p>イ. へき地診療所診療支援システム</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費 (へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。)</p> <p>需用費 (消耗品費、修繕料等)</p> <p>役務費 (通信運搬費)</p>

	(443,730円+37,140円 ×導入へき地診療所数) ×稼働月数	使用料及び賃借料 備品購入費(単価50万円未 満の庁用器具に限る。) 委託料(上記に掲げる経 費に該当するもの。た だし、へき地医療拠点 病院診療支援システム に係る経費に限る。)
--	---	---

③ へき地診療所運営事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方

の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基準額	3. 対象経費
事務費	<p>1 か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア. 診療日数 1～129日 2,897,000円 + (71,000円 × 実診療日数)</p> <p>イ. 診療日数 130～259日 2,897,000円 + (77,000円 × 実診療日数)</p> <p>ウ. 診療日数 260日以上 2,897,000円 + (87,000円 × 実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円 × 訪問看護日数</p>	<p>へき地診療所の運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費 (研究費に計上したものを除く。)</p> <p>需用費 (研究費、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)</p> <p>役務費 (伝送装置経費に計上したものを除く。)</p> <p>委託料 使用料及び賃借料 (伝送装置経費に計上したものを除く。)</p> <p>原材料費 備品購入費 (単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。)</p>
研究費	<p>1 か所当たり</p> <p>(1) 診療日数 1～129日 65,000円</p> <p>(2) 診療日数 130～259日 130,000円</p> <p>(3) 診療日数 260日以上 195,000円</p>	<p>医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅費 (研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費)</p> <p>需用費 (医学用図書雑誌及び医学研究用材料)</p> <p>備品購入費 (単価50万円未満の研究用備品に限る。)</p>
医療費	医療に要した実支出額	医療に必要な次に掲げる経費